

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-020559	 WESTERNPOLOTEXAS	5, 14, 18, 21 , 24, 2 5	Z (拒絶)	商標法4条1項15号【引用商標】 

< 審決要旨 >

(1) 「引用図形商標」は、アパレルウェアを中心としたラルフ・ローレン氏のデザインに係る商品を示す商標として、取引者、需要者の間において広く認識され、著名となっていたものである。

(2) 本願商標からの「ウエスタンポロテキサス」の称呼は、11音と冗長で、「ウエスタン」、「ポロ」及び「テキサス」との間で自然に区切って称呼され、これらを分離して観察することが取引上不自然とは言えない。そうすると、「POLO」の文字は、ローレン氏のデザインに係る商品を示す商標として周知著名で、その程度がかなり高いことから、本願の指定商品に使用した場合は、ローレン氏のデザインに係る商品が観念され、当該文字が、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、本願商標中「POLO」の文字部分を要部として分離観察をすることができるものである。

(3) 本願商標と引用商標とにおける商品の同一又は関連性並びに取引者及び需要者の共通性に照らすと、その構成中の「POLO」の部分がこれに接する取引者、需要者の注意を特に強く引くものである。そうすると、本願の指定商品の取引者、需要者において普通に払われる注意力を基準として総合的に判断したときは、本願商標に接する需要者は、引用商標を想起、連想するものであるといえる。したがって、本願商標がその指定商品に使用されたときは、当該商品はあたかもローレン氏又は同氏と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるというべきである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-006103		35	Y (登録)	商標法3条2項 【第35類】「被服・履物・かばん類及び袋物・身の回り品の小売又は卸売

< 審決要旨 >

(1) 「島村」姓を有する者は、全国におよそ37,200人存在するから「島村」はありふれた氏である。

(2) 請求人は、遅くとも1980年から現在まで43年間、店舗数を47都道府県に拡大し、看板や案内板、折込チラシ、持ち帰り用袋、ウェブ等に、「しまむら」の文字からなる本願商標を継続的に使用し、店舗には本願商標を表示した巨大な看板や駐車場の案内板等が恒常的に設置されていたことが推認される。
(週1回、全店舗で1万枚以上/1店舗の本願商標を表示したチラシが頒布され、持ち帰り用買い物袋を全国で1億5千万枚以上、無償で提供している。

(3) 43年間にわたり本願商標を継続的に使用し、2023年4月20日時点で、47都道府県に巨大な看板を掲げる1,418店舗を有し、相当数の折込チラシや持ち帰り用買い物袋が頒布され、相当な売上高があることからすれば、アンケート調査結果における高い認知度も信ぴょう性があるものと考えられ、本願商標は、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができる。したがって、本願商標は、商標法第3条第2項の要件を具備するものと判断する。

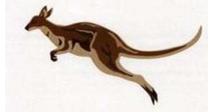
審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-013838	QR Code	35 42	Z (拒絶)	商標法4条1項11号 【引用商標】  QRコード

<審決要旨>

(1) 本願商標「QR Code」は、請求人の業務に係る「2次元コード」を表示するものとして、遅くとも、平成18年頃には、需要者の間に広く認識されていた「QRコード」の英語表記として、周知著名であり、その程度は相当に高く、現在においても継続している。したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「キューアールコード」の称呼を生じ、「請求人の業務に係る「2次元コード」を表示する商標」としての観念を生じるものである。

(2) 引用商標の構成中、下段部分の「QRコード」の文字は、前記のとおり、請求人の業務に係る「2次元コード」を表示するものとして、需要者の間に広く認識され、その周知著名性の程度は相当に高い「QRコード」と同一の構成文字からなるものである。よって、下段の「QRコード」の文字部分から、「キューアールコード」の称呼を生じ、「請求人の業務に係る「2次元コード」を表示する商標」としての観念を生じる。

(3) そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観において相違するものの、その相違は格別異なった印象を与えず、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合勘案すれば、両者は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
異議2022-900536		25	Y (維持)	商標法4条1項11号 【引用商標1及び2】  

<審決要旨>

(1) 本件商標は、2本の後ろ足を後方に長く伸ばし、ジャンプした状態の左横向きのカンガルー様の動物を写實的に描いた図形よりなり、当該図形が、我が国において特定の事物を表すものとして認識され、親しまれているというべき事情は認められないため、これよりは、特定の称呼及び観念は生じないものである。

(2) 引用商標は、伸ばした後ろ足を前足よりも前方に引き寄せ、着地前後とおぼしき状態の左横向きのカンガルー様の動物の黒いシルエット図形よりなり、当該図形が、特定の事物を表すものとして認識され、親しまれているというべき事情は認められないから、これよりは、特定の称呼及び観念は生じない。

(3) 本件商標と引用商標との外観を比較すると、カンガルー様の動物の図形を描いた点においては共通するとしても、本件商標が2本の後ろ足を後方に長く伸ばし、ジャンプした状態であるのに対し、引用商標は伸ばした後ろ足を前足よりも前方に引き寄せ、着地前後とおぼしき状態である点において相違し、さらに、引用商標1とは胴体の白抜き模様の有無の差異、また、引用商標2とは文字の有無の差異、及び、動物の向きが右向きと左向きの差異において、相違することからすると、本件商標と引用商標とは、看者に与える印象が明らかに相違し、両商標は、これを時と所を異にして離隔的に観察した場合においても、明確に判別し得るものである。